エコマーク商品類型No.144

「革製衣料品・手袋・ベルトVersion1.4」
認定基準書

―適用範囲―

外面積（着装時の表面積。リバーシブル製品の場合は両面積）の60%以上(手袋は50%以上) に「3.用語の定義」にいう革を使用した製品であって、「日本標準商品分類」に基づく別表1に示す製品。ただし、毛皮を使用した製品は除く。

別表1（抜粋）

中分類	小分類
衣服	外衣
	和服（羽織、帯）
	帽子
	手袋
身の回り品	えり飾り（ストール、ネクタイなど）
	衣服用ベルト、ズボン吊り、くつ下止め、アームバンド
	その他の身の回り品（レギンス）
スポーツ用具	スポーツ用手袋（野球、ゴルフ、スキー、オートバイ、釣り、自転車、アウトドア用など）
	野球用グローブ

制定日　　　2010年 7月 1日
最新改定日　2012年 7月13日
有効期限　　2017年 6月30日

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型No.144「革製衣料品・手袋・ベルトVersion1.4」認定基準書

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

1．認定基準制定の目的

革製衣料品は、一般消費者にとって身近な製品の一つである。使い込むほどに身体になじむなどの風合いが出るため、長く使用できることが望まれるほか、身につけるものであることから、人体にもできるだけ影響が少なく、安全であることが望まれる。こうした革製衣料品に対する消費者の要望は、長期間使用することによる廃棄物の削減や、人体や環境に有害な物質の使用削減といった環境負荷低減の観点にも通じるものである。このように消費者の求める品質と共に、環境負荷低減にも配慮した製品にエコマークを付与することにより、商品選択の目安としてエコマークが活用されることが期待される。

革の有害物質や、製品の使用寿命にも関わる染色堅ろう度などについては、先進の環境ラベルであるエコテックススタンダード100やドイツのSGラベルなどの基準をもとに、日本エコレザー基準が2006年に日本皮革技術協会により策定されている。この日本エコレザー基準に適合した革材料は、エコレザーと呼ばれており、本商品類型においても同等の基準を採用することとした。

また、長期使用を実現するためには、耐久性に配慮されていることや修理を受け付ける体制があることが重要である。一方、革製品は、収縮・硬化、色落ち、変退色により外観の良さが損なわれると、本来の製品寿命を全うする前に処分されてしまうものも少なくない。こうした問題は、素材の特性に応じた取り扱い、手入れがなされなかったことが原因であることも多いため、適切な情報提供が望まれる。本商品類型では、長期使用を可能にする耐久性やアフターサービスに加えて、情報提供についても環境配慮の一つと考え、基準として採り上げた。

2．適用範囲

外面積（着装時の表面積。リバーシブル製品の場合は両面積）の 60%以上(手袋は 50%以上)に「3.用語の定義」にいう革を使用した製品であって、「日本標準商品分類」に基づく別表 1 に示す製品。ただし、毛皮を使用した製品は除く。

3．用語の定義

革	銀付き革および床革をいう。
銀付き革	銀付き面を有する革であって、皮膚断面構造（銀面層、網状層）を損なっておらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。
床革	革を層状に分割したときに生ずる肉面側の残革を再利用した革であって、革繊維構造を損なって（粉砕などして）おらず、鞣し加工が行われ、仕上げ・塗装膜厚が0.15mm以下であり、なおかつ断面構造の70%以上が革であるものをいう。
エコレザー	重金属の溶出、ホルムアルデヒドの溶出、発癌性染料の使用制限など有害物質等に関する一定の基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料をさす。日本のJESラベルやドイツのSGラベル、エコテックススタンダード100、EU靴ラベルなどが知られている。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子化合物。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。

4．認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。なお、（社）日本皮革産業連合会が運営するJESラベルの認定を受けた革材料は、該当する基準項目のうち4-1.(1)～(7)の証明方法は、JESラベルの認定証の写しを提出することで証明に代えることができる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 製品に使用する革材料は、牛革、豚革、羊革、馬革またはやぎ革であって、かつ、肉（食料）の副産物であること。

【証明方法】
製品に使用する材料を記載した使用材料証明書を提出すること。また、革材料について、製革業者が発行する原料供給証明書を添付すること。

(2) 革材料は、カビ・魚油・石油・芳香剤などの異常臭がないこと。「異常臭がない」とは、5段階官能パネル法(ドイツ工業品標準規格DIN10955またはスイス国家規格SNV195651)に従って測定した臭気試験の結果が等級3以下であることとする。

【証明方法】
革材料からの臭気について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。

(3) 革材料からのホルムアルデヒドの溶出は、対象ごとに表1の基準値に適合すること。

表1　ホルムアルデヒドの溶出基準

物質名	対象			試験方法
	乳幼児 (36ヶ月未満)	成人 (皮膚接触*1)	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	16mg/kg以下	75mg/kg以下	300mg/kg以下	厚生省令第34号 IUC19 JIS L1041 ISO17226-1,2

*1･･･直接肌に触れる部材

【証明方法】
革材料からのホルムアルデヒドの溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。

(4) 革材料からの重金属の溶出は、対象製品ごとに表2に示す基準値に適合すること。

表2　重金属の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
鉛	0.8mg/kg以下	0.8mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
カドミウム	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
水銀	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
ニッケル	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
コバルト	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
六価クロム	検出せず	検出せず	IUC18 ISO17075
総クロム	50mg/kg以下	200mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1

【証明方法】
革材料からの重金属の溶出について、第三者試験機関よる試験結果を提出すること。なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色材に関係する鉛、カドミウム、コバルト、クロムについては色ごとに試験を行うものとする。

(5) 革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出は、対象製品ごとに表3に示す基準値に適合すること。

表3　ペンタクロロフェノール(PCP)の溶出基準

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
ペンタクロロフェノール(PCP)	0.05mg/kg以下	0.5mg/kg以下	IULTCS-IUC25

【証明方法】
革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。

(6) 革材料は、別表２の①に定めるアゾ系染料が分解し、生成する発癌性芳香族アミンの溶出が、表4に示す基準値に適合すること。また、別表2の②に定める発癌性染料を処方構成成分として添加していないこと。

表4　発癌性芳香族アミンの溶出基準

物質名	基準値	試験方法
発癌性芳香族アミン	検出せず	ISO17234-1 ISO/DIS17234-2

【証明方法】
革材料からの発癌性芳香族アミンの溶出について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。また、革材料に発癌性染料を処方構成成分として添加していないことについて、製革業者が発行する証明書を提出すること。

(7) 革材料の染色摩擦堅ろう度は、表5に定める基準値に適合すること。

表5　染色摩擦堅ろう度の基準

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
顔料仕上げ革	3－4級	2－3級	ISO11640 /IUF450
ナチュラル仕上げ濃色革	2－3級	2級	
ナチュラル仕上げ淡色革	3－4級	2－3級	

【証明方法】
革材料の染色摩擦堅ろう度について、第三者試験機関による試験結果を提出すること。なお、同一処方（同一工程、使用薬品）で色のみが異なる場合、色ごとに試験を行うものとする。エンボスやプリーツ加工を行う場合、加工ごとに試験を行うものとする。

(8) 製品に使用する接着剤および繊維材料のホルムアルデヒドは、表6に定める基準値に適合すること。接着剤は、5μg/(m^2・h)以下の放散速度あるいは0.3mg/l以下の放散量でもよい。ただし、ホルムアルデヒドを発散する原材

料を使用していない接着剤については本項目を適用しない。

表6　ホルムアルデヒドの溶出基準

物質名	対象			試験方法
	乳幼児 (24ヶ月以下)	成人 (皮膚接触*2)	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	16μg/g以下	75μg/g以下	300μg/g以下	厚生省令第34号

*2･･･直接肌に触れる部材

【証明方法】
製品に使用する全ての接着剤および繊維材料を使用材料証明書に記載し、提出すること。また、厚生省令第34号に定める試験結果、JIS A 1901による放散速度の試験結果、JIS A 1460による放散量の試験結果、あるいは基準値以下であること(F☆☆☆☆等級など)が記載された認定書またはMSDSなどのいずれかの証明書を提出すること。ホルムアルデヒドを発散する原材料を添加していない接着剤については添加のないことについて、接着剤製造事業者または申込者の発行する証明書を提出すること。

(9) 裏地に繊維材料を使用する場合は、裏地に使用する色材において別表3に定める染料を処方構成成分として添加していないこと。羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
裏地の繊維材料を染色する工場長が発行する染色証明書を提出すること。

(10) 裏地に繊維材料を使用する場合は、裏地の各種加工（防かび、蛍光増白、柔軟、衛生、製品漂白）について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないこと。また、人体への安全性に疑義のある加工剤は使用しないこと。ただし、毛製品は上記加工に加え、ディルドリン・DTTB使用加工については厚生省令34号に適合していること。

【証明方法】
各種加工の有無について、裏地の製造事業者または申込者が発行する証明書を提出すること。加工がある場合は、付属証明書にしたがって加工剤の種類および使用量などを報告すること。毛製品はディルドリン・DTTB使用加工の有無を記載し、加工がある場合は、厚生省令34号への適合について説明すること。

(11) 製品の修理、補修、ボタンなどの付属品交換の相談を受け付け、対応する（修理業者の紹介を含む）窓口を申込者が有し、その情報提供を行ってい

ること。

【証明方法】
上記の内容をユーザに情報提供する製品ラベル、製品下げ札、取扱説明書、パンフレットなどの該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。

(12) 製品は長期使用に耐えうる仕様であること。具体的には、衣料用（帽子を含む）の革材料は、JIS K 6553「衣料用革」の引張切断荷重、伸び、引裂荷重に適合する強度を備えていること。ただし、帽子用の場合は、引張切断荷重、引裂荷重に適合すればよい。また、衣料は、ポケットや袖の縫目の強度について品質管理していること。
手袋は、挿入部分（特に手の平側）などの強度について品質管理していること。
ベルトは、コバ部分の染色摩擦堅ろう度が表7に定める基準値に適合すること。

表7　ベルトのコバ部分の染色摩擦堅ろう度基準*3

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
コバ仕上げ面	(汚染)3－4級	(汚染)2－3級	JIS K 6547「革の染色摩擦堅ろう度試験方法」摩擦試験機Ⅰ形

*3･･･試料には、ベルトの縁縫いに沿って真っ直ぐカッターナイフを入れる等して、製品からコバ部分を長さ約１４㎝採取したものを使用すること。また、コバ仕上げ面が摩擦面になるように試験片台上に設置し、両面テープ等で動かないように配慮すること。

【証明方法】
衣料用革の強度、ベルトのコバの染色摩擦堅ろう度については、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。ポケットや袖の縫目の強度、手袋の挿入部分などの強度については、具体的な品質管理の方法を説明した文書を提出すること。

(13) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出、廃棄物処理などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する

証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。
a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)
1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
3)記録文書の保管について定めたもの
4)再発防止策(今後の予防策)
5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(14) 製品及び製品の包装に使用されるプラスチック材料(本項では繊維としての樹脂を含む)は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として使用していないこと。ただし、製品にハロゲン元素の使用がある場合は、使用済み製品のプラスチック部分の70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の70%以上が、マテリアルリサイクルされること。本項は着色剤、フッ素系添加剤、難燃剤、接着剤については適用しない。

【証明方法】
製品及び包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の使用有無を付属証明書に記載すること。使用がある場合は、廃棄時に回収とリサイクルが行われること、回収率、マテリアルリサイクル率を証明した文書および回収方法（連絡先、回収・リサイクルをする旨の記載など）を記載した製品ラベル、取扱説明書、パンフレットなどの該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める(または監査を行う)ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

(15) 天然ゴム（接着剤は除く）または金属（金具、ファスナー、飾り部分等、めっきを含む）を使用する製品は、ラテックスアレルギーや金属アレルギーに関する情報を製品ラベル、製品下げ札、取扱説明書、パンフレットなどに明示していること。ただし、人体への接触頻度が少なく、かつ汗などによりアレルギー成分が染み出て人体に長時間触れる可能性がない部分に使用する場合は、アレルギーを持つ人への情報提供として、素材名、アレ

ルギーに関する情報のいずれか、または両方を表示すること。

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。なお、金属の種類についても可能な限り表示すること。
記載例(天然ゴム)；「本製品は天然ゴムを使用しています。体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがあります。異常を感じたら、ご使用をおやめください。」
記載例(金属)；「この製品は、飾り部分に金属を使用しています。金属は、体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感じたらご使用をおやめください（素地：真鍮、表面仕上げ：ニッケルークロムめっき）」
人体への接触頻度が少なく、かつアレルギー成分が染み出て人体に長時間触れる可能性がない部分に使用する場合は、その旨を説明した文書を提出すること。

(16) 長期使用に関連する情報として、以下のa～dについて製品ラベル、製品下げ札、取扱説明書、パンフレットなどに記載していること。なお、家庭用品品質表示法の雑貨工業品品質表示規定の対象となる衣服、手袋は、該当する規定に従った表示をしていること。

a.製品の各部位の素材名

b.長期使用するための取り扱い方法

・色落ち（特に色差の大きい服と合わせた場合の色移り）、硬化または劣化、アイロン掛けなどに関する注意事項

c.長期使用するための手入れ、保管方法

d.ポリウレタンを使用している場合は、その部材または製品の製造年月または問い合わせれば製造年月がわかるロット番号など

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分（写しまたは原稿でも可）を提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(17) 製品の品質については、日本工業規格、業界または自社の品質規格などに適合していること。

【証明方法】
該当する品質規格、品質基準を提示のうえ、それに適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていることについて、製品を製造する工場の工場長あるいは品質管理者の発行する証明書を提出すること。

5．配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。
なお、各項目の適応状況を付属証明書に記載すること。

(1) 包装は、省資源（簡素化、軽量化)、繰り返し使用、リサイクル容易性、異種材料の分離容易性、材質表示に配慮されていること。

(2) ゴム系接着剤を使用する場合は、アレルギー性の高い添加剤の含有に配慮し、可能な限り使用しないこと。

(3) ナッパラン加工などの表面加工を行う場合は、耐久性に配慮すること。

(4) 過剰な装飾用部品を使用しないこと。

6.商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)はブランド名ごと、かつ別表1の小分類ごととする。製品の大小および色調による区分は行わない。

(2) 原則として製品本体もしくは製品下げ札などにエコマークを表示すること。マーク下段表示は以下に示すいずれかの環境情報表示とする。また、「エコレザーを使用」の表示を選択する場合は、下記に従いエコマーク表示付近などにエコレザーの定義を記載すること。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（Bタイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

エコレザーとは、重金属、ホルムアルデヒド、発癌性染料などの革に関する有害物質などの基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料です。

(株)××××　　(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

エコレザーとは、重金属、ホルムアルデヒド、発癌性染料などの革に関する有害物質などの基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料です。

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

（株）××××　　(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○○号（数字のみでも可）

（株）××××　　(エコマーク使用契約者名)

2010年7月1日	制定（Version1.0）
2010年9月1日	改定（帽子は衣料用革JISの伸びを除外　Version1.1）
2011年3月1日	改定（Version1.2）マーク表示方法の追加
2011年11月　1日	改定（Version1.3）革材料の試験方法の引用規格改定に伴う表記変更、染色堅ろう度の証明方法の変更
2012年7月13日	改定（Version1.4）5.(3)(4)削除
2017年6月30日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表1　対象製品分類（日本標準商品分類より）

<table>
<tr><th>中分類</th><th>小分類</th><th>細分類</th><th>細々分類</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="17">衣服</td><td rowspan="11">外衣</td><td rowspan="11">革製衣服</td><td rowspan="5">革製上衣</td><td>ジャケット</td></tr>
<tr><td>コート</td></tr>
<tr><td>ジャンパー</td></tr>
<tr><td>ワンピース</td></tr>
<tr><td>その他の革製上衣</td></tr>
<tr><td>革製スラックス</td><td></td></tr>
<tr><td>革製スカート・ジャンパースカート</td><td></td></tr>
<tr><td>革製ツーピース</td><td></td></tr>
<tr><td>革製下着類</td><td></td></tr>
<tr><td>革製ベスト・カーデガン</td><td></td></tr>
<tr><td>その他の革製衣服</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">和服</td><td>羽織及び被布</td><td>革製羽織</td><td></td></tr>
<tr><td>帯</td><td>革製帯</td><td></td></tr>
<tr><td>帽子</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">手袋</td><td rowspan="3">被服用手袋</td><td rowspan="3">革製被服用手袋</td><td>成人男子用革製被服用手袋</td></tr>
<tr><td>成人女子用革製被服用手袋</td></tr>
<tr><td>その他の革製被服用手袋</td></tr>
<tr><td>作業用手袋</td><td>革製作業用手袋</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="10">身の回り品</td><td>えり飾り
（ストール、ネクタイなど）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">ズボン吊り、くつ下止め、アームバンド、衣服用ベルト</td><td rowspan="2">ズボン吊り</td><td>男子用・少年用ズボン吊り</td><td>革製ズボン吊り</td></tr>
<tr><td>子供用ズボン吊り</td><td>革製ズボン吊り</td></tr>
<tr><td>くつ下止め
（ガーター及び長くつ下止め）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>アームバンド</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">衣服用ベルト</td><td>男子用・少年用衣服用ベルト</td><td>革製衣服用ベルト</td></tr>
<tr><td>婦人用・少女用衣服用ベルト</td><td>革製衣服用ベルト</td></tr>
<tr><td>子供用衣服用ベルト</td><td>革製衣服用ベルト</td></tr>
<tr><td>その他の身の回り品</td><td>レギンス</td><td>総革製レギンス</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">スポーツ用具</td><td>スポーツ用手袋
（野球、ゴルフ、スキー、オートバイ、釣り、自転車、アウトドア用など）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>野球用グローブ</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

別表2

使用が禁止される染料リスト（革）

①分解して下記の発癌性芳香族アミンを生成する可能性があるアゾ系染料（ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの1つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されるもの）

92-67-1	4-Aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-Naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
97-56-3	o-Aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-Chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-Diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-Cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-Toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-Diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline	
90-04-0	o-Anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
60-09-3	4-Aminoazobenzene	C2(EU)

② 発癌性染料5種

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
Oeko-Tex Standard 100

別表3

使用が禁止される染料リスト（繊維）

①分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料
（ドイツ食品日用品法第35条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミンの１つ以上が製品1kg当たり30mgを超えて検出されるもの）

発癌性ランク（Ａ１）		
92-67-1	4-Aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-Naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク（Ａ２）		
97-56-3	o-Aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-Chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-Diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-Dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-Cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-Toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-Diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline	
90-04-0	o-Anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-Xylidine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-Xylidine	2B(NTP,IARC)
60-09-3	4-Aminoazobenzene	C2(EU)

② 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) , Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	Oeko-Tex

③ 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD, Oeko-Tex
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD, Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD, Oeko-Tex
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD, Oeko-Tex

2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD, Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	Oeko-Tex
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	Oeko-Tex
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 102		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		Oeko-Tex
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	Oeko-Tex
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		Oeko-Tex

参考：国際がん研究機関(IARC)
米国国家毒性プログラム(NTP)
EU Directive 76/769/EC
EU Directive 2002/61/EC
染料および有機顔料製造会社生態学毒物学協会(ETAD)
Oeko-Tex Standard 100